

平成25年度 第3回 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

(第3回障害者計画策定合同会議) 議事要旨

日 時	平成25年11月5日(火) 10時～11時45分
場 所	東大阪市役所 1階多目的ホール
出席者	<p>(専門分科会)</p> <p>松端委員(議長)・勝山委員・坂本委員・田中委員・山野委員 (東大阪市自立支援協議会委員)</p> <p>岡井委員・高橋委員・高見委員・湯村委員 (東大阪市こころの健康推進連絡協議会委員)</p> <p>安藤委員・高取委員・辻本委員・三好委員 (東大阪市障害者計画等策定懇話会公募委員)</p> <p>地村委員(副議長)・伊藤委員・永松委員・松永委員・檜尾委員 (事務局)</p> <p>障害者支援室:橋本・高橋・竹山・菅原・脇本・斉藤 福祉企画課 :大引 子ども見守り課:西島 健康づくり課:高品</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画骨子案について</li> <li>・その他</li> </ul>
議事要旨	<p>○事務局 開会の言葉</p> <p>案件 障害者計画骨子案について</p> <p>○事務局 (「東大阪市障害者アンケート報告書(案)」について説明)</p> <p>○事務局 (「東大阪市障害者計画骨子案」について説明)</p> <p>・「基本理念」を提示。理念としてお互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現)は、現計画では障害の有無にかかわらず、市民が相互に個性を尊重し、平等に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害者がそれぞれのライフステージにおいて地域で自由に自立した生活を送るための適切な支援を目的とした「リハビリテーション」の理念のもとに、「完全参加と平等」に実現に向けて障害者施策を推進するとして設定したが、平成23年8月に改正された障害者基本法も踏まえ、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるということから、障害の有無によって分け隔てられることなく、必要な配慮が実践される場として</p>

地域社会が築かれ、その地域の中でともに自立し支えあう社会(インクルーシブな社会)の実現を目指すということと、障害者を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるという考え方を含むこととする。

- ・計画の基本的な視点としては6項目。「権利の主体としての障害者の尊厳の保持」「当事者本位の総合的な支援」「ともに生き、ともに支え、支えられる地域社会の実現」「社会のバリアフリー化の推進」「差別のない社会の実現」「多様な主体による協働の推進」

○議長

前は施策体系について固め、今後は計画の具体的な中身について検討していくこととなります。アンケートの報告書についてはグラフ化と年齢別のクロス集計が追加されたということです。

○委員

「3. 法的根拠と近年の関連法制度の状況」の部分に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」についても改正法が通っていますので掲載してください。施行は平成28年4月です。職場での合理的配慮や法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとなります。

○委員

「意思疎通の支援」について中核市において意思疎通支援を行う者の派遣などが必須事業となっているということですね。鳥取県では「鳥取県手話言語条例」が議会を通過しています。東大阪市の中でそのような動きがあるのか状況を教えてください。

○事務局

本市では鳥取県のように条例ということにはなっておりません。障害者総合支援法の地域生活支援事業が改正されまして、任意事業から府や中核市の必須事業に変更となっています。これまで府が実施していたものが中核市である本市に下りてくることとなります。現在、養成に関して準備を進めているところです。「現状と課題」において「⑦意思疎通の支援」の現状についても触れています。

○委員

東大阪市には手話レベルアップ講座はあるのですが、市の事業ではなくてボランティア協会に任せっきりになっています。市が責任を持って手話教室を実施してほしい。手話通訳できる人は足りない状況です。手話教室に関連した文章も入れていただければと思います。

病院、市役所の相談窓口など、主要な公的機関、施設には手話通訳者を配置すること、手話通訳者が増えることが大事だと思います。もちろん専門性の高いことについては手話通訳者の養成、レベルアップも大事ですが、手話ができる人自体を増

やすことが大事です。

○委員

計画の基本的な視点の(1)に「地域で生活を営むことが・・・」とありますが、現行計画にあるとおり「地域で自立した生活を営むことが・・・」に変更してもらえたらと思います。同じく、(1)に「社会参加の促進、生活支援の充実・・・」とありますが、地域生活への移行については次の頁にも書いてあるのですが、「地域生活への移行のための仕組みづくり」を入れて、「社会参加の促進、地域生活への移行のための仕組みづくり、生活支援の充実・・・」としてください。(2)では、文章の始まり部分に「地域での自立生活を基本に」を挿入して、「地域での自立生活を基本に障害者が自らの生き方や・・・」というようにしてください。(6)では「高齢者、児童、地域福祉などとの連携・・・」の部分に、「教育、医療との連携」についても追加してください。

施策の現状と課題(2)「④地域生活への移行の推進」については、例えば、「施設と関係機関とともに地域移行に向けた基盤整備の強化に努めていく。」といったような、施設から地域への移行についてもっと描いてほしいと思います。(3)「②居住環境の整備の促進」の文章の真ん中あたりに、「また入所施設については平成24年5月に新たな施設を開設していますが、今後はさらに、医療的ケアや重度の方を介護する家族のレスパイトケア等、身体障害者の地域生活を支える地域の資源としての充実が求められています。」という文章について、時代の流れとして施設から地域生活への移行を市としても進めてこられたと思うので、読み方によってはまだまだそのような入所施設が地域に必要なのかなという風に捉えられるような文章は困るかなと思います。

○事務局

そうですね。入所施設ですけれども、そこに入ったらずっとそのままではなくて、ショートや訓練、レスパイトなどによって地域に戻っていく、通過施設といった位置づけと捉えています。通過施設としての機能をもっと充実していきたいという意味合いを書いているつもりなのですが言葉足らずになっているのかもしれませんが。

○委員

この施設は社会資源として足りない部分を担っていてその議論もあるのですが、そこに入った人たちの地域への移行をちゃんと意識してもらえればと思っています。

○委員

精神の患者さんは入院している方が大半です。地域移行に向けての受け皿について65歳以上は民間の高齢者専用の賃貸住宅や有料老人ホーム、グループホームなど、色々と住居となるサービスはあり、選択肢があります。ところが65歳未満の方が退院した際にアウトリーチで補える方もいるのですが、病状から食事やお風呂などがある程度実施されるところ、施設的な住居を探される方も多く、その施設がほとんどないという状況です。福祉の分野には十分お世話になっているのですが、

福祉の方にもう少し入っていただければとても嬉しいです。退院先のことが厳しくなっている状況にふれていただければと思います。

○委員

「8. 計画の基本的な視点（4）社会のバリアフリー化の推進」について言語に「手話を含む」と明記されているのが大変よかったですと思います。「（2）生活支援の充実③相談支援体制の充実」についてピアカウンセラーの設置、障害者同士の相談について入れた方がよいと思います。「（3）生活環境の整備の促進④防災・防犯対策の充実」については防災について細かく書いてありますが、防犯対策についてももう少し触れて下さい。防犯対策について障害者としての文章が簡単すぎるので、もう少し具体的に書いてください。例えば、空き巣などの情報が聞こえない人たちには届いていないといったことを書いてください。

○委員

「訪問による保健指導、特定健診や各種がん検診などの受診啓発などを実施・・・」とあります。そのような健診があるのは分かっているのですが電動車椅子で検査に出向くとレントゲンなどで乗り移ることができなくて受けられないことがあります。啓発だけではなく、設備面での問題や検査技師さんへの啓発なども行ってほしいと思います。

○委員

（2）生活支援の充実①障害福祉サービス等の供給確保と質の向上に、福祉の人材確保とか福祉の現場で看護師さんを確保しにくい事など、医療の人材確保の問題を入れてもらえればと思います。現行計画には書かれていたのでお願いします。

（6）保健・医療の充実に、平成24年からヘルパーによるたんの吸引等が可能となり、我々としても期待していたのですが、現状ではそのようなことができる人が増えていないと思います。まだまだ育てられていないという状況です。医療的ケアの人材をどのように育成していくのか、盛り込んでいただければと思います。このような意味で地域のお医者さんと福祉の連携もあわせて描いていただければと思います。

○委員

（2）生活支援の充実に介護保険に関する事が書かれています。訪問看護の分野では65歳未満では医療費の対象ですが、65歳以上になると介護保険ということになります。医療の部分が使いにくくなっているということもあります。

○委員

（4）①一貫した支援体制の整備については、親の支援についてもしっかりとやっていただければと思います。また、虐待の問題をみると、介護者・養護者である家族をしっかりと支援していれば問題はなかったというようなことがあります。家族への支援についてはどこか（第1章以降）に入れていただければと思います。

○委員

発達障害児（者）施策の推進について、サポートシート等に関して具体的に記述していただいで嬉しく思っています。分科会において課題を議論し続けているところです。福祉、保健、教育の中で特に教育関係では活発に議論がなされています。分科会の中にどのような機関が参画しているのかを明記していただければと思います。

○委員

資料編に支援学校のデータが掲載されています。生野聴覚支援学校のデータがないので掲載してほしいと思います。

○委員

今回の骨子案では基本理念にはノーマライゼーションの概念などを描いていますが、残りは極めて具体的に描かれています。ノーマライゼーションの考え方は量的なところだけでなく質的なところも大事だと思っています。量的な議論に終始してしまうのは少し違和感があるかなと思います。足りないサービスを補っていただくだけではなく、もっと全体的に地域を、まちづくりをどうするのかという視点に頭を切り換えてアプローチしていくことが大事だと思っています。理念に到達するための長い努力をちょっとでも生かしてもらいたいと思います。

○議長

サービスのことも言わないといけないので難しいのですが、もっとユニバーサルな普遍的なものという視点ですよね。

○委員

サービスの足し算の話ばかりになると社会をどうするのかという視点が抜けてしまうのではないかという危惧があります。

今回の調査では生活の満足度の回答があります。今回は手帳所持者へのアンケートですから手帳を持っておられない方と比較するとまた違う結果がみえるかと思っています。なぜ周りの人の考えが障害者と違うのかということを考えていかないといけないと思います。

計画の理念についてまちづくりをどうしていくのかというのが施策を担当している方々の役割になると思います。よろしくお願いします。

○議長

かつて大阪府の委員会でもそのような指摘がでていました。大阪府では障害者が地域で暮らすという視点で、施策体系の作り方としても「学ぶ」「楽しむ」「はたらく」「地域で暮らす」という見出しを章に使う整理されています。この辺りの府の考えを参考にしてもよいかもしれませんね。

次回は本日いただきましたご意見を踏まえて計画の全体像ができていくと思います。

○事務局

（閉会の言葉）